

神 調 報

shin

cyo

hou

2019

2019 No.431



土地家屋調査士倫理綱領

1. 使命

不動産に係る権利の明確化を期し、
国民の信頼に応える。

2. 公正

品位を保持し、公正な立場で
誠実に業務を行う。

3. 研鑽

専門分野の知識と技術の向上を図る。

目次

新年挨拶	1
特集 平成31年度より “年次研修”が始まります	5
平成30年4月～平成30年10月までの通知・通達（抜粋）	9
新入会員・退会会員一覧	16
事務局からのお知らせ	19
編集後記	20
会員異動	22

表紙

『石垣山一夜城』

写真・文 県西支部広報員 青木 一高

小田原市の城と言えば小田原城が有名ですが、石垣山一夜城も小田原市にあります。一つの市に城が2城あるのも珍しく、豊臣秀吉が小田原征伐の際に構築したもので一夜にして建築したように見せかけたことが名前の由来です。表紙は石垣山一夜城より小田原市を撮影したのですが、小田原城が写っているので探してみてください。



新年の御挨拶

神奈川県土地家屋調査士会
会長 鈴木 貴志

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては明るく穏やかに新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中は皆様より格別の御厚情を賜り、誠にありがとうございました。

去年は、豪雪・地震・豪雨・猛暑・台風など、厳しい自然環境に直面することが多い一年でした。また、土地家屋調査士を取り巻く環境においても、一般に報道されている状況とは異なり停滞していたと認識しております。会員皆様の状況は、それぞれに異なると思いますが、本年はより多くの土地家屋調査士が明るさを感じられる年となることを期待いたします。

本年は、年の途中で改元が予定されるなど、新しいことが始まる一方で、その対応が必要となることが予想されます。改元に伴う事務の取り扱い等につきましては、情報提供に努めたいと思いますので、皆様におかれましては御注意をお願いいたします。

また、神奈川県土地家屋調査士会でも、本年4月より新しい研修規則が施行されます。新しい研修規則の施行により、年次研修制度が始まります。総会・研修会では既に簡単な御紹介をしておりますが、年次研修とは、神奈川県土地家屋調査士会の全て

の会員を対象に、5年に1度（登録年度別に）、必ず倫理に関する研修を受講していただくという制度です。会員の皆様におかれましては、時間的に多少の負担をお掛けすることとなりますが、5年に1度ということですので、御理解と御協力をお願いしたいと思います。

更に、本年は本会の役員が定時総会で改選されます。本会の事業はどれをとっても会員皆様の御理解と御協力がなければ行うことはできません。本会に対し、引き続きの御支援と御協力をお願いいたします。

私としては、何時も述べておりますとおり、会員の皆様に何か決まった土地家屋調査士像や業務の形態を押しつけるつもりはございません。個々の事務所経営等については、法令等を遵守した上で自由な発想のもと、資格者としての責任と自覚を持って、皆様の個性を出していただき自己の理想や幸福を追求していただければと思います。

最後となりますが、本年が会員の皆様、また会員の御家族の皆様にとって、健康で充実した良い年となることを祈念いたしまして、私からの年頭の挨拶とさせていただきます。

本年もどうぞ、よろしくお願いいたします。



新年の御挨拶

横浜地方法務局
局長 須藤 義明

明けましておめでとうございます。

神奈川県土地家屋調査士会会員の皆様には、御家族共々お健やかに新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

会員の皆様には、平素から、登記事務を始めとする法務行政の円滑な運営に特段の御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

昨年を振り返ってみますと、大坂なおみ選手の全米オープンテニス優勝などの話題があった一方で、平成30年7月豪雨や北海道胆振東部地震などの自然災害が多かったように思います。

法務局の施策について触れますと、昨年6月6日に成立し、同年11月15日に施行された「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」に基づき、長期相続登記等未了土地解消作業を行っています。また、今後の予定としては、登記簿表題部の所有者欄に住所の記載がされていないなどのいわゆる「変則型登記」の解消を図るための、新たな制度の創設に向けた準備が進められているところです。

一方、当局では、「未来につなぐ相続登記」をキャッチ・フレーズに、相続登記の促進を目的としてプロジェクトチームを設置しており、貴会ほか関係機関に対し、相続登記促進のため

のリーフレット等の配布や設置を依頼するなどの活動を行っています。また、登記所内での「のぼり旗」の設置や職員の名札用ストラップでの広報等、法定相続証明制度の利用拡大を中心とした取組を行っています。

これらの作業や取組を確実に実施することにより、所有者不明土地問題等の解消や相続登記の促進を図っていきたいと考えております。

貴会会員の皆様におかれましては、国民の間に相続登記手続を行うことの意義や必要性について理解が進むよう、引き続き御理解と御協力をお願いします。

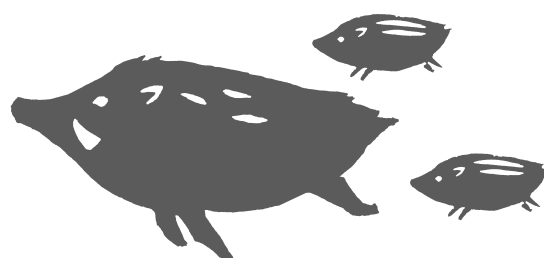
次に、オンライン登記申請の利用促進につきましては、当局では、従来からオンライン申請等利用促進プロジェクトチームを設置しており、本年も引き続き貴会と連携し、オンライン登記申請の更なる利用の向上を図りたいと考えておりますので、会員の皆様には、是非、オンラインによる登記申請を行っていただくようお願いします。また、登記事務処理の適正・迅速化を図るため、現在、法務省では、次期登記情報システム（V30システム）の導入の準備を進めており、このシステムの機能を最大限に活用し、登記制度における国民の皆様のニーズに応じていくためには、オンラインによる登

記申請が不可欠となりますので、本年もオンライン登記申請の利用促進に、御理解と御協力をお願いします。

筆界特定制度につきましては、制度の発足から12年が経過しましたが、当局における申請手続数は昨年9月末時点で1,041件であり、そのうちの95%が終了しています。本制度の円滑な運営に当たっては、貴会から筆界調査委員として推薦いただいた土地家屋調査士の皆様の専門的な知識及び経験が大きく寄与されているものであり、この場をお借りして厚く感謝

申し上げます。今後も「境界問題相談センター かながわ」で行われている土地家屋調査士会ADR制度との連携を図りつつ、筆界特定制度が国民から真に必要とされる制度として発展するよう努力して参りますので、筆界調査委員である会員の皆様には、引き続き本制度の適正かつ円滑な運営に御協力をお願いします。

最後に、貴会のますますの御発展と、会員の皆様の御健勝と御活躍を祈念しまして、新年の御挨拶とさせていただきます。





新年の御挨拶

神奈川県土地家屋調査士政治連盟

会長 上 田 尚 彦

新年あけましておめでとうございます。会員の皆様には日頃から政治連盟の諸活動にご理解とご協力を賜わりまして誠にありがとうございます。

本年も引き続き土地家屋調査士の知名度の向上、地位の向上、業務の拡大等土地家屋調査士制度の発展を目指して本会と連携して活動してまいります。政治連盟にご加入いただいた会員のみなさまの加入率はかつては、30%台前半の時期が長く続きましたが、平成30年12月の段階で52%になりました。ひとへに会員のみなさまの政治連盟へのご理解、ご協力の賜物であります。有難く篤く御礼申し上げます。

空家等対策に関しましてあらたに協議会・審議会に参画するための首長・議員のみなさまへのアプローチだけでなく、よりよき空家等対策実現のために空家等対策に対する協定を締結できるように活動いたしました。本会、支部との協働をさせていただきましたおかげさまをもちまして、複数の自治体と協定締結がすすんでおります。災害協定に関しましても市町村、市町村会議員の皆様から問い合わせ、勉強会の要請を頂戴しており、平成31年は引き続き各市町村の特性に沿った勉強会と政策提案をより多く実施したいと思っております。

予算要望ヒアリングにおきましては、要望内容を何件か実際に議会で質問していただくことができました。特に、外国人遊歩規程に関する要望は即座に議会で質問してもらう事ができま

した。さらにこの活動に力を注いでこられた神奈川会会員が新聞紙の一面トップで掲載される等歴史遺産登録、活用にむけて着々と進んでおります。この件に関しましても、発掘調査に実際に携わってこられた会員のみなさま、青調会のみなさま、会員の皆様の温かいご支援とご協力があった初めて実現できたものであります。この件以外にもまもなく実現できそうだという案件がいくつかございます。心より御礼を申し上げます。また、長年の懸案であります、最低入札制限価格導入、狹隘道路整備等のより良き実現にむけて粘り強く提案してまいります。何卒引き続きのご指導、ご協力をお願いいたします。

社会情勢の激動の中で土地家屋調査士の現場力を活かした政策提案、社会貢献を行わなければ国家資格者としての存続も危ぶまれると思っております。今年も所有者不明土地問題、2022年生産緑地問題等々提案してまいります。

議員のみなさまにより土地家屋調査士を理解してもらうために、各政党と政策懇談会設立をすすめております。今後とも、本会、支部、会員の皆様のお力を頂戴して活動に邁進してまいります。最後になりましたが、より多くの皆様の政治連盟の加入を心よりお待ちしております。つたない挨拶文ではございますが、最後までお読みいただき誠にありがとうございました。

平成31年度より

“年次研修”が始まります

昨年5月に開催された第79回定時総会における事業計画でも説明した通り、平成31年度より“年次研修”を実施することとなりました。

実施要領の詳細については、現在、研修部等において具体的な内容を詰めておりますが、その概要については、以下のとおりです。

◆年次研修とは？

土地家屋調査士としての職業倫理を保持し、土地家屋調査士の制度に対する国民の信頼に応え、その使命を果たすために必要となる事項についての研修をいい、すべての会員に5年ごとに受講することが義務付けられます。

◆いつ受講しなければならないか？

年次研修は、毎年度開催されますが、当該年度に受講対象となる会員は、土地家屋調査士としての登録を受けた日の属する年度(毎年4月1日から始まり翌年3月31日までの期間)を1年次として数え、毎年4月1日において5の整数倍の年次となる会員とします。

なお、毎年度2回以上の開催を予定しています。

また、その受講状況については、本会のホームページに公開することを予定しています。

《開催年度と当該年度に受講対象となる会員の登録年度》

開催年度 (直近5年間)	当該年度に受講対象となる会員の登録年度 ※本会に入会した年度ではありません
2019年度 (平成31年度)	平成 27・22・17・12・7・2年度 昭和 60・55・50・45・40・35…年度
2020年度	平成 28・23・18・13・8・3年度 昭和 61・56・51・46・41・36…年度
2021年度	平成 29・24・19・14・9・4年度 昭和 62・57・52・47・42・37…年度
2022年度	平成 30・25・20・15・10・5年度 昭和 63・58・53・48・43・38…年度
2023年度	平成 31・26・21・16・11・6・1年度 昭和 59・54・49・44・39…年度

◆ 受講対象者に対する通知について

当該年度のできるだけ早い時期に、当該年度に受講対象者となる登録年度をホームページ上やFネットなどで会員通知して公開するなどした上で、具体的な開催日時や会場を決定した後、それぞれの受講対象者へ開催通知を発信することを予定しています。

◆ 病気等のやむを得ない事由により出席することができない場合には？

当該年度に受講対象となる会員であっても、病気等のやむを得ない事由により出席することができない場合には、当該年度に最初に開催される研修の開催日の2週間前までに、本会に対し、やむを得ない事由を明らかにして、その猶予を申請することができます。

この場合に猶予が認められた会員は、当該年度に限って、その受講が猶予されます。ただし、受講義務が免除される訳ではないので、次年度以降に開催される研修を受講しなければなりません。

◆ 研修を受講しなかった場合には？

次回以降に開催される研修を受講しなければなりません。受講対象となる年度に開催された研修を受講しなかった場合には、次年度以降に開催される研修を受講しなければなりません。さらに、不参加者には、期限を定めて、不参加の事由について報告が求められるほか、次回以降開催される研修を受講する旨の誓約書の提出が求められることがあります。

これらの指導に従わなかった場合には、会則に基づき、更なる指導及び調査がなされることがあります。具体的には、後掲の指導要領に規定するとおりですが、これらの指導及び調査は、会則に基づいて行うことが解釈上可能でしたが、年次研修の実施に伴い、指導要領としてあえて明文化することとしたものです。したがって、会則に基づいてなされた過去の指導履歴等についても、今後の指導及び調査の際の参考資料とされます。

なお、新入会員研修の不参加者に対しても、この指導要領に基づいた指導及び調査の対象となりますが、参加義務猶予についての規定は適用されません。

☆ 本会研修規則の一部改正及び指導要領の新設について、今年度第2回理事会および第4回理事会において承認されました。

1. 「研修規則」の一部改正

※年次研修の実施について新設した規定のみを抜粋して掲載しています。

第3章の2 年次研修

(年次研修)

第14条の2 次項で定める年次の会員を対象に、調査士としての職業倫理を保持し、調査士の制度に対する国民の信頼に応え、その使命を果たすために必要となる事項に関する年次研修を毎年度開催する。

2 前項の研修の受講対象となる会員は、調査士としての登録を受けた日の属する年度（毎年4月1日から始まり翌年3月31日までの期間をいう。以下同じ。）を1年次として数え、毎年4月1日において5の整数倍の年次となる会員とする。

3 前項の規定による受講対象会員が受講しなければならない年度に開催された第1項の研

修のいずれにも欠席した場合は、当該会員を再度次年度以降の受講対象者とする。

- 4 会長は、病気等のやむを得ない事由により第1項の研修に出席することができない会員に対して、当該会員の申請により、第1項の研修の受講を猶予することができる。
- 5 受講対象会員が第1項の研修に欠席した場合の措置及び前項の受講の猶予について必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

附則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

2. 「新入会員研修及び年次研修の不参加者に対する指導要領」の新設

(目的)

第1条 この要領は、神奈川県土地家屋調査士会（以下「本会」という。）研修規則（以下「規則」という。）第13条第1項、第14条第1項及び第14条の2第1項の受講対象会員が研修に欠席した場合の措置並びに規則第14条の2第4項の受講の猶予について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 不参加者 規則第13条第1項、第14条第1項または第14条の2第1項の研修の受講対象会員であって、当該研修に参加しなかった会員をいう。ただし、次号に定める参加義務猶予者である会員を除く。
- (2) 参加義務猶予者 規則第14条の2第1項の研修の受講対象会員であって、同条第4項の規定により当該研修の受講を猶予された会員をいう。

(不参加者に対する措置)

第3条 不参加者は、次回以降開催される研修を受講しなければならない。

- 2 会長は、不参加者に対し、期限を定めて、不参加の事由について報告を求めるほか、次回以降開催される研修を受講する旨の誓約書を提出させることができる。

(参加義務猶予者)

第4条 規則第14条の2第1項の研修の受講対象会員であって、同条第4項の規定により当該研修の受講の猶予を求める会員は、当該会員が受講しなければならない年度に最初に開催される研修の開催日の2週間前までに、本会に対し、やむを得ない事由を明らかにして、その猶予を申請しなければならない。

- 2 前項のやむを得ない事由とは、次の各号に掲げるときとする。

- (1) 病気または怪我等により研修に参加することができないとき
- (2) 同居の親族並びに配偶者及び3親等内の親族の療養看護を要するとき
- (3) その他会長が必要と認めたとき

- 3 会長は、第1項の猶予の申請があったときは、当該会員に対し、すみやかにその猶予の可否について通知しなければならない。

- 4 参加義務猶予者は、当該会員が受講しなければならない年度に開催される研修の受講を猶予する。ただし、猶予された年度の次年度以降に開催される研修については、この限りでない。

- 5 前項本文の規定にかかわらず、参加義務猶予者は、やむを得ない事由が止んだときは、本会に対し、すみやかにその事実を届け出ることにより、当該会員が受講しなければならない年度に開催される研修を受講することができる。

(猶予申請しない不参加者に対する措置)

第5条 会長は、前条第1項の猶予を申請せず、かつ、受講しなければならない年度に開催されるすべての研修に参加しなかった受講対象会員に対し、これらの研修が終了した後、期限を定めて、不参加の事由について報告を求めるほか、次年度以降開催される研修を受講する旨の誓約書を提出させることができる。

(不参加者に対する指導及び調査)

第6条 会長は、第3条及び第5条に規定する指示に従わず、不参加の事由が第4条第2項各号に掲げるいずれの事由にも該当しない不参加者に対し、研修への参加その他必要な事項について指導することができる。

2 会長は、前項の指導に従わない不参加者に対し、本会会則第105条の規定に基づく指導及び調査をすることができる。

(規則の改廃)

第7条 この要領の改廃は、理事会の決議による。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

~~~~~  
【参照条文】

会則

(会員に対する指導及び調査)

第105条 会長は、会員の業務の適正を図るために会員に対する指導の必要があると認めるときは、その会員から報告を徴した上、その会員に適切な指示又は指導をすることができる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会員の保有する事件簿その他の関係書類又は執務状況を調査することができる。

3 会員は、正当な理由がなければ前項の調査を拒んではならない。

# 通知・通達（抜粋）

平成30年4月～平成30年10月

日 調 連 発 第 8 号

平成30年4月16日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

## eラーニングコンテンツの公開について（連絡）

この度、下記のとおり eラーニングコンテンツを公開しましたので、貴会会員へ周知いただきますようお願いいたします。

なお、視聴により、それぞれ1ポイントのCPDポイントが自動的に付与されます。

## 記

### 1 コンテンツ名

- (1) マーケティングの基礎～士業事務所のマーケティングの観点から～
- (2) 不動産の権利の変動に関する法的知識
- (3) ヒューマンスキル・パート1～総論～
- (4) ヒューマンスキル・パート2～各論（ケース）～
- (5) 土地家屋調査士としてのパーソナルライフプラン
- (6) 不在者財産管理制度と土地家屋調査士～土地家屋調査士業務との関連から～

### 2 アクセス方法

eラーニングのページへは、連合会ウェブサイト「会員の広場」からアクセスできます。

神調業発第4034号

平成30年8月23日

会 員 各 位

神奈川県土地家屋調査士会

会 長 鈴 木 貴 志(印省略)

### 東京法務局「土地建物調査要領」の一部改正について（お知らせ）

標記について、東京土地家屋調査士会より別紙のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

この通知は本会ホームページ下記の場所に掲載しております。

- ・本会ホームページ掲載場所「会員の広場」-「■お知らせ」-「通知・通達」-「法務局」

※閲覧にはホームページ内「会員の広場」への入場が必要となります。「会員の広場」閲覧のためのパスワード取得希望の会員は、本会事務局まで問い合わせ願います。

東 調 業 発 第 1 9 号  
平 成 3 0 年 8 月 1 6 日

関プロ内各土地家屋調査士会会長 殿

東京土地家屋調査士会  
会 長 野 城 宏 (印略)

### 東京法務局「土地建物調査要領」の一部改正について（お知らせ）

秋暑の候、貴職ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。平素は当会の運営につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび東京法務局より、同局「土地建物調査要領」を別紙のとおり一部改正し、本月10日より施行した旨の連絡がありましたので、ご参考までにお知らせ致します。

事 務 連 絡  
平成30年8月14日

東京土地家屋調査士会会長 殿

東京法務局民事行政部首席登記官  
(不動産登記担当) 小 林 敦

東京法務局土地建物調査要領の一部改正について（お知らせ）  
平素から登記行政につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。  
標記について、「土地建物調査要領」の別表第5の一部を別紙のとおり改正しましたので、貴下会員への周知について、よろしくお取り計らい願います。

別紙

別表第5（第43条関係）建物の主たる部分の構成材料と建物の構造による区分の参考事例中

|                |                          |                                                                                                                                     |                                                                                              |
|----------------|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 以下<br>参考<br>事例 | 鉄骨（軽量鉄骨）・<br>木造          | 構造上主要な柱（脚柱、通し柱等）、梁に重量（軽量）形鋼を用い、他の部分は木材を用いて建てられた建物                                                                                   | 外壁に石綿系、木質系、金属系、セメント系、コンクリート系（ALC板等）タイル系、等の外装材料を張った建物                                         |
|                | 鉄骨（軽量鉄骨）・<br>コンクリートブロック造 | 柱、梁又は基礎に重量（軽量）形鋼を用い、壁にコンクリートブロックを組積した建物                                                                                             |                                                                                              |
|                | 鉄骨（軽量鉄骨）・<br>鉄筋コンクリート造   | 1 柱、梁に重量（軽量）形鋼、角形鋼、鋼管等を用い、床又は外壁は、工場で軽量気泡コンクリートにより構造耐力上、壁式構造として、鉄骨（軽量鉄骨）と一体化（PALC）させた構造の建物<br>2 その他重量（軽量）形鋼と軽量コンクリートとが構造耐力上一体化している建物 | 1 工場で製作されたユニット工法によるプレハブの建物<br>2 現場で外壁に取付けた軽量気泡コンクリート板（ALC板）あるいはPCコンクリート板等は外装材料であって、構造に含まれない。 |
|                | 発泡ポリスチレン造                |                                                                                                                                     | 平成 16,10,28 法務省民二第2980号<br>民事局民事第二課長回答                                                       |

を

|                |                          |                                                                                                                                     |                                                                                              |
|----------------|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 以下<br>参考<br>事例 | 鉄骨（軽量鉄骨）・<br>木造          | 構造上主要な柱（脚柱、通し柱等）、梁に重量（軽量）形鋼を用い、他の部分は木材を用いて建てられた建物                                                                                   | 外壁に石綿系、木質系、金属系、セメント系、コンクリート系（ALC板等）タイル系、等の外装材料を張った建物                                         |
|                | 鉄骨（軽量鉄骨）・<br>コンクリートブロック造 | 柱、梁又は基礎に重量（軽量）形鋼を用い、壁にコンクリートブロックを組積した建物                                                                                             |                                                                                              |
|                | 鉄骨（軽量鉄骨）・<br>鉄筋コンクリート造   | 1 柱、梁に重量（軽量）形鋼、角形鋼、鋼管等を用い、床又は外壁は、工場で軽量気泡コンクリートにより構造耐力上、壁式構造として、鉄骨（軽量鉄骨）と一体化（PALC）させた構造の建物<br>2 その他重量（軽量）形鋼と軽量コンクリートとが構造耐力上一体化している建物 | 1 工場で製作されたユニット工法によるプレハブの建物<br>2 現場で外壁に取付けた軽量気泡コンクリート板（ALC板）あるいはPCコンクリート板等は外装材料であって、構造に含まれない。 |
|                | 発泡ポリスチレン造                |                                                                                                                                     | 平成 16,10,28 法務省民二第2980号                                                                      |

|  | シ 造       |                                                               | 民事局民事第二課長回答 |
|--|-----------|---------------------------------------------------------------|-------------|
|  | アルミニウム合金造 | 建物の主たる構成材料が厚さ1ミリメートル以上のアルミニウム合金材でJIS規格に定められた指定建築材料を用いて建てられた建物 |             |

に改める。



会 員 各 位

神調総発第322号  
平成30年10月26日神奈川県土地家屋調査士会  
会長 鈴木 貴志 (印省略)

## 本会会則変更の認可について（通知）

第79回定時総会(平成30年5月29日開催)において決議された本会会則一部変更について、下記のとおり法務大臣より認可されましたので通知いたします。

## 記

法務大臣認可日 平成30年9月26日

認可番号 法務省民二第377号

変更箇所

附 則 (第81条第1項別紙)  
(施行期日)

この会則は、法務大臣の認可の日(平成30年9月26日)から施行する。

別紙

入会金及び会費に関する規則  
(入会金)

1 入会金は、次に掲げる金額とする。

- (1) 調査士会員 金 50,000 円
- (2) 法人会員 金 50,000 円

ただし、調査士会員が出産に伴い本会を退会し、その退会の日から2年以内に再度本会へ入会する場合は、会長の判断により入会金を免除することができる。

# 新入会員紹介

(H29.12.25 入会～)



横須賀支部  
登録番号 3079  
イシカワ コウタロウ  
石川 公太郎



横須賀支部  
登録番号 3085  
クロダ テツヤ  
黒田 哲也



横浜東支部  
登録番号 3080  
コジマ ヒロブミ  
小嶋 博文



横浜南支部  
登録番号 3086  
サトウ ヒロヤス  
佐藤 弘康



県西支部  
登録番号 3081  
ハラダ トオル  
原田 徹



横浜東支部  
登録番号 3087  
ジンゼンジ トモミネ  
秦泉寺 智峰



横浜中支部  
登録番号 3082  
オオヌキ オサム  
大貫 修



横浜東支部  
登録番号 3088  
ウラノ テツヤ  
浦野 哲也



県西支部  
登録番号 3083  
タナカ マナミ  
田中 学海



湘南第一支部  
登録番号 3089  
マツハシ タクヤ  
松橋 卓也



湘南第一支部  
登録番号 3084  
ヒルカワ リョウイチ  
比留川 綾一



横浜東支部  
登録番号 3090  
カシワギ ヤスヒロ  
柏木 恭裕



県央支部  
登録番号 3091  
サクライ ハルヨシ  
櫻井 晴芳



横須賀支部  
登録番号 3097  
イトウ セイキ  
伊藤 聖紀



横浜南支部  
登録番号 3092  
イワハシ ヨシアキ  
岩橋 良明



横浜東支部  
登録番号 3098  
シバオカ マサタカ  
柴岡 雅卓



横浜中支部  
登録番号 3093  
イマニシ カン  
今西 幹



横浜東支部  
登録番号 3099  
マエジマ スグル  
前島 卓



横浜中支部  
登録番号 3094  
クロダ マサヨシ  
黒田 昌克



横浜北支部  
登録番号 3100  
オオツカ サトシ  
大塚 聡



横浜中支部  
登録番号 3095  
ヨシワラ ユウキ  
吉原 有規



湘南第二支部  
登録番号 3101  
コハマ ヨシヒロ  
小濱 吉弘



湘南第一支部  
登録番号 3096  
ヤノ タロウ  
矢野 太郎



横浜中支部  
登録番号 3102  
タケシタ ヨシヒロ  
竹下 是央



横浜中支部  
登録番号 3103  
ウチヤマ トシアキ  
内山 敏明

退会会員一覧 (H29.12.25 退会～)

|        |      |        |           |          |
|--------|------|--------|-----------|----------|
| 相模原支部  | 2434 | 野木 輝雄  | H29.12.28 | 一時休業     |
| 横浜中支部  | 1842 | 清家 弘生  | H29.12.28 | 業務廃止     |
| 横浜東支部  | 2071 | 伊藤 修   | H29.12.28 | 業務廃止     |
| 横浜東支部  | 1681 | 石垣 紘友  | H30.01.18 | 業務廃止     |
| 横浜北支部  | 2162 | 武笠 幹   | H30.01.31 | 業務廃止     |
| 横浜北支部  | 1491 | 千賀 義二  | H30.03.28 | 業務廃止     |
| 横浜東支部  | 2110 | 飯嶋 宏俊  | H30.03.30 | 一時休業     |
| 湘南第一支部 | 2559 | 久野 智照  | H30.03.30 | 業務廃止     |
| 横浜北支部  | 3070 | 渡邊 俊之  | H30.04.02 | 転出 (東京会) |
| 横浜東支部  | 2829 | 佐伯 裕介  | H30.05.01 | 転出 (東京会) |
| 相模原支部  | 3057 | 内原 功   | H30.04.14 | 死亡退会     |
| 湘南第一支部 | 2977 | 小菅 誠   | H30.05.31 | 業務廃止     |
| 相模原支部  | 2886 | 千野 朋彦  | H30.06.07 | 業務廃止     |
| 横浜中支部  | 3018 | 村上 寛   | H30.07.10 | 転出 (東京会) |
| 横浜中支部  | 3015 | 頼田 亘平  | H30.07.10 | 転出 (東京会) |
| 横浜中支部  | 2268 | 長田 一彦  | H30.07.17 | 死亡退会     |
| 横浜東支部  | 2962 | 伊藤 光弘  | H30.07.24 | 業務廃止     |
| 横浜北支部  | 3013 | 末永 則雄  | H30.08.03 | 一時休業     |
| 湘南第一支部 | 2565 | 長崎 義幸  | H30.08.17 | 会費滞納     |
| 横浜南支部  | 1230 | 會澤 十一  | H30.08.31 | 業務廃止     |
| 湘南第二支部 | 1717 | 小清水 正義 | H30.09.06 | 業務廃止     |
| 県央支部   | 2336 | 高澤 孝一  | H30.09.09 | 死亡退会     |
| 横須賀支部  | 1411 | 菅田 光昭  | H30.09.27 | 業務廃止     |
| 横浜中支部  | 3071 | 齋藤 友子  | H30.10.31 | 業務廃止     |
| 横浜北支部  | 1797 | 松園 英幸  | H30.11.08 | 一時休業     |
| 川崎支部   | 3072 | 小泉 弘樹  | H30.11.12 | 転出 (東京会) |
| 湘南第一支部 | 2083 | 湯澤 洋司  | H30.11.27 | 業務廃止     |
| 県央支部   | 1787 | 井上 秀和  | H30.12.11 | 業務廃止     |
| 横浜北支部  | 2734 | 五十嵐 浩道 | H30.12.10 | 転出 (千葉会) |
| 大和支部   | 2074 | 中田 伸夫  | H30.12.20 | 業務廃止     |

## 編 集 後 記

新年あけましておめでとうございます。皆さまにとって、素晴らしい一年になりますようお祈りいたします。

さて、去年は熱い、あつい、アツイ夏でした。体調を崩された方も多と思います。どんなに知識があり、技術があり、行動力があっても体をこわしたら何もできません。土地家屋調査士は現場や野山を走り回っておりますので、体力はあると過信しています。それは仕事であって、運動ではありません。

一駅手前で降りて歩く、一日 20 分は歩く等基礎体力を養いましょう。そして定期健診を受けましょう。

私も車生活から抜け出して、試みようと思います。徘徊と疑われないかが、少し心配ですけど...

(成田哲雄)

新年、明けましておめでとうございます。と毎回、同じ挨拶から始めさせていただきます。自分が神調報の編集後記を執筆するのは今回で6回目(間違っていたらごめんなさい)になり、最後の編集後記となります。年数で4年です。この4年間、色々なことがありましたが、一番大きな出来事は子供が二人産まれたことです。その前に二人いたので四人の子供の父親になりました。

た。理事になり一人産まれ、常任理事になり一人産まれました。自分が住んでいるのは神奈川の端なので、毎回横浜に出ると帰りは子供が寝たあとになります。理事及び常任理事として若輩者でしたので他の広報部理事の方には、多大な尽力に感謝している次第です。また、自分が遅く帰ることが多いなか、子供4人の面倒を見てくれた嫁に一番感謝しております。絶対、この編集後記は読ませませんが(笑)とりとめのない編集後記になり申し訳ありませんが、今まで協力してくださった皆様、ありがとうございました。また、あと少しの任期になりますがよろしく願います。そのあとは子育てに邁進するぞー!(笑)

(小田 靖)

2013年11月からタイで大規模な反政府デモが行われた事はみなさまの記憶にお残りでしょうか?当時、外務省もタイへの渡航を実質禁止しました。実は私、無謀にもデモの嵐が吹き荒れるバンコクを旅行で訪れました。デモ隊が封鎖したバリケードの中にも入って行きましたが、その中はコンサートが開かれ露店が並びデモ隊はみんな明るく笑っていました。見るからに外人の私に対してみんな親しく声をかけてきました。幼児の頃恐怖体験した大学紛争とはまるで違う雰囲気でした。でも当時の報道は連日暴力的なデモ隊と報じていました。報道や噂で言われている事と実際起きている事が大なり小なり違う事は多々あると思います。今起きてい

る社会情勢、政治の動き、仕事の現場、人間関係すべてにおいて、実際に動いて、話をして、冷静に分析しないといけない、と思う今日この頃です。

(上田尚彦)

新年あけましておめでとうございます。今年  
は5月に新しい天皇をお迎えしますね。新元号  
も楽しみです。

私は地元の神社の氏子会に属している関係で  
昨年(2023)の11月に新嘗祭(にいなめさい)を執り  
行いました。これは宮中でも毎年行われる行事  
で、天皇が新穀を天地の神に供え、自らもこれ  
を食する祭事です。その時に話題になったのが  
今年はその新嘗祭が大嘗祭(だいじょうさい)  
となることで、新天皇が新穀を神々に供えて世  
の安寧や五穀豊穰などを祈る1代に1度限り行  
う重要な儀式です。

国費を使うことに関して意見がいくつかある  
ようですが、昔からの伝統儀式を大事に継承し

ている我が国・日本を誇りに思います。

(平田義昭)

先日、地元の先輩に誘われて柴又で開催され  
た「寅さんサミット」へ行ってきました。帝釈  
天の参道は老若男女で溢れ改めて寅さん人気の  
凄さを感じました。そして今年は映画「男はつ  
らいよ」の誕生から50年目にあたりなんと50  
作目の新作が年末に封切られるそうです。主役  
は勿論渥美清さんです。どうするのでしょうか。  
CGで動かすのでしょうか。柴又駅前の寅さん  
像の表情も心なしか心配そうに見えました。

オリンピックや万博など最近(2023)は昭和を色濃く  
感じさせるものの報道が続いています。「男は  
つらいよ」の新作についてもファンの間では過  
去の作品の上書きをして欲しくない等賛否両論  
あるそうですが、私は純粋に新時代の「男はつ  
らいよ」の完成を待ちたいと思います。CGは  
心配ですが。

(中川 淳)

|           |         |         |
|-----------|---------|---------|
| 広報担当副会長   | 成 田 哲 雄 |         |
| 広 報 部 長   | 小 田 靖   |         |
| 広 報 部 次 長 | 上 田 尚 彦 |         |
| 広 報 部 理 事 | 平 田 義 昭 |         |
| 広 報 部 理 事 | 中 川 淳   |         |
| 支 部 広 報 員 | 川 又 康 司 | 矢 野 貴 之 |
|           | 小 林 雅 裕 | 小 田 島 薫 |
|           | 餅 田 慎 治 | 露 木 文 子 |
|           | 江 尻 正 人 | 門 田 哲 生 |
|           | 太 田 雅 人 | 青 木 一 高 |
|           | 松 田 栄 作 |         |
|           | 村 澤 玄 吾 |         |

|     |                                                                                                                       |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発 行 | 神奈川県土地家屋調査士会<br>横浜市西区楠町18番地<br>TEL (045) 312-1177(代)<br>FAX (045) 312-1277<br>E-mail<br>info@kanagawa-chousashi.or.jp |
| 発行者 | 神奈川県土地家屋調査士会<br>会 長 鈴 木 貴 志                                                                                           |
| 印刷所 | 株 式 会 社 コ ン パ ス<br>厚 木 市 小 野 6 0 3 - 1<br>TEL (046) 250-1005                                                          |